平成23年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会(開議) 平成23年 3月9日(水) 9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安	部	大	助	6	番	小	野	昌	\pm	1	1番	遠	藤	義	光
2番	前	田	芳	樹	7	'番	齋	藤	昭	_	1	2番	池	田	信	博
3番	平	田	文	夫	8	番	石	田	茂	春	1	4番	福	田		晃
4番	鵉	藤	幸	廣	9	番	髙	宮	陽	_	1	5番	安	部	和	子
5番	是	津	輝	和	1 0) 番	米	澤	壽	重	1	6番	松	森		豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町		長	松	田	和	久	
副	町	長	門	脇		裕	
教	育	長	Щ	本	和	博	
総	務 課	長	渡	部	或	彦	
会	計 管 理	者	嶽	野	正	弘	
企	画財政課	長	鵉	藤	褔	昌	
税	務 課	長	池	田	高世	偉	
町	民課長補	佐	中	林		眞	
福	祉 課	長	村	上	静	夫	
保	健 課	長	冏	部	真	澄	
環	境 課	長	浅	生		久	
観	光商工課	長	吉	田		誠	

定住対策課長 出 田 清 眀 農林水産課長 Ш 禬 龍 下水道課長 中 千 之 前 建設課長 善 寿 井 Ш 水道課長 大 庭 孝 久 岩 守 総務学校教育課長 水 生涯学習課長 高 梨 康 布施支所長 由 夫 Ш Ш 五箇支所長 上 和 弘 村 吉 都万支所長 石 Ш 伸 総務課長補佐 渡 部 誠 財政係長 井 登 鳥

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大上博人

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 20名

議事の経過

議長(米澤壽重)

只今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針 等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すものであります。

付議された事件に関し疑義を質す「質疑」とは本質的に異なるものですので、通告した質問の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

また、質問時間は、答弁を除き 30 分以内となっています、そのためにも執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

議長(米澤壽重)

始めに、15番:安部和子 議員

15番(安部和子)

総理府が 5 歳未満の子どもの数を全国 14.7%とし 65 歳以上の高齢者を下回り、本格的な 少子高齢化社会になったと発表をしたのは今から 10 年も前であります。

少子化率を先進国と比較しても、日本の少子化が益々深刻化している事は顕著でございます。出生率も主要先進国の中では、最も低いグループ に位置しております。

このまま推移すると「紀元3,000年、これから304年だそうですが、日本の人口はたったの159人となって日本民族は滅びる。」と恐ろしい、漫画のような学説を唱えている専門家もいるようであります。

出生率が落ち込んでいく最大の要因は、ひとつには結婚年齢が遅くなり未婚者が増えてい

ることにあると分析されていますが、我が町に於きましても 50 歳代の独身男性、40 歳代の独身女性が増加の傾向にあることは否めません。

新年度事業で「婚活推進」を公民館事業として取り組まれようとされていることには、大変評価をするところであります。やはり、結婚問題は地域ぐるみの推進体制を確立することが最も重要であると考えます。

未婚者の結婚対策のために、昔ながらの蔭で世話をやいてくださる「支援者」、こういうものの復活を図ってはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

番外(町長 松 田 和 久)

それでは、只今の安部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

安部議員仰せのとおり、わが町におきましても、少子化は顕著となっておりまして、それに伴いまして学校統廃合など、やむなく実施してまいりましたことはご案内のとおりであります。

さて、出生率の落ち込みの原因には、いろいろな要素が考えられるところでありますが、 晩婚化、未婚者の増加もその要因のひとつにあることは否めないところかと存じます。

結婚ということに視点を置きますと、現代社会におきまして独身男女の結婚は自由意思によって行われる、これが当たり前に今なってまいっておりまして「他人」は干渉しないという考え方も定着してきたことかと思います。

そういったことから、安部議員のご指摘にございます、昔ながらの蔭で世話をやく方々が 少なくなっているのも実態であるかと思っております。

また、行政も少子化、晩婚化、未婚化の関係を一つの行政課題といたしまして、町村合併 前では、各自治体においてそれぞれ取り組みがございましたが、結婚問題についての対処が きわめて困難な内容でもございますことから、様々なそこから先の手を打つことまでには至 っていなかったということが現状でなかったかと思います。

しかしその後、急激な少子社会を迎えまして近年では、自治体における「婚活」支援の事業がまた広がりをみせつつあり、少子化の視点、あるいは定住促進として取り組むようになってきてまいってきております。

新年度、本町においても公民館におきまして、結婚活動推進事業を実施する予定といたしておりますが、主な内容は、まずは「出会う・集う」ことから始めることとし、独身男女の出会いの場を提供する取り組みを計画させていただいたところであります。

議員仰せの、結婚問題は地域ぐるみの推進体制を確立する事が最も重要であるというご指

摘につきましては、まずは男女の出会いの応援をすることから始めてまいりますことが必要であると考えておりますので、行政がかかわります結婚活動推進事業の敷居をさらに低くして、新年度事業の中で、議員のおっしゃる支援員の形態も参考にいたしながら、問題点や今後の方向性も定めて参りたいとこのように考えております。

また、もう一つの大きな少子化の要因であります、若者の本土流出問題につきましては、 定住対策の一環といたしまして、若い方が少しでも定着できるような、新しい産業の創出に 取り組んでまいらなくてはならないと、このように考えておりますのでご理解をお願いいた したいと思います。

15番(安部和子)

前向きな答弁をいただきまして、嬉しく思っております。

「出会う」、「集う」、先ずはここへもっていくことが大変な問題だと思うのです。

隠岐の島の島民性、民族性と申しましょうか、ある一定の年齢を過ぎますと男も女も「恥かしい」とか、隠岐弁で言いますと「ふうが悪い」「しょうしな」「人目が悪い」とか言って諦めてしまう、自分から出て行こうとしないところがあると思うのです。その人達をどうやって動かすといいましょうか、その気にさせていくか、ここに支援員の出番があると私は思っております。

広島県の安芸高田市という所では、結婚支援として主婦であったり、自営業の結婚コーディネーターといいますか、そういう方達が24人いらっしゃるそうです。その方々の活動により少しづつではありますが、効果が出ているという報道がありました。

今、個人情報保護が重んじられまして、公で例えば町の住民台帳というようなものでは地域の状況を把握するということは皆無と言っても過言ではない状態にあります。

やはり、結婚対策は地域毎に密やかに情報を集めるより方法はないみたいです。もっと言えば、支援員とかコーディネーターを選ぶことすら難しい世の中になっていても過言ではないような気がいたします。だからといって、何もしないのでは一歩も前に進むことが出来ません。この辺りどう考えておられるのか、よろしくお願いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

安部議員の再質問にお答えをさせていただきます。

平成 16 年 10 月に合併をいたしておりますが、それまでは都万、五箇、布施、西郷もそうですが、それぞれ結婚を推進するための活動が公民館なり、教育委員会を中心として行われたように思います。

私がおりました旧西郷町でも、本土に出向いて本土で向こうの男女と交流をするような場を作ったり、またこちらに里帰りするなり、隠岐に興味を持っておられる若い独身、特に女性にこちらに御出でいただいて、そして集団で交流をさせるような場も作ってまいってきたかと思います。そういう噂も話も伺っておりましたが、私は今ご指摘のように、特に40代、50代の方もそうですが、独身の男女がけっこういらっしゃいます。そうすると過去を反省しながら、やはりこちらに帰っておられたり、こちらにいらっしゃる、そういった男女の出合いの場を作ってみたらいいじゃないかと、その上でご指摘のありますように、更に引っ込み思案というか、自分から積極的にどうもというそういう方々はいらっしゃると思います。

その辺を、今年1年見定めながら支援委員のことも含めて、少し考えてみたら如何だろうかと思っております。

町づくり懇談会の席上でも、ある高齢者の女性の方が安部議員と同じようなことを言われた方がおられました、「各地域にそれぞれコーディネーターというか、支援員の方がいらっしゃると連絡を取り合って、裏で進めるようなやり方がいいのでは。」というご提言もいただいております。

そういったことも参考にしながら、今少し、少子者対策の一環としてこの婚活問題はもっと奥に進めていく必要があるのではと私は思います。

今年1年、こういった活動をさせながら少し実態をみながら次へ進めて行きたいと考えて おりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長(米澤壽重)

以上で、安部和子議員の一般質問を終ります。

次に、12番:池田信博 議員

12番(池 田 信 博)

通告いたしました、島前・島後間海上交通についてお伺いいたします。

隠岐島町村会が事業主体の島前・島後間の海上交通整備事業について伺います。

平成21年10月2日島前において島前・島後間の海上交通整備事業検討協議会が開催され協議がスタートしたとのことです。このことは町村長の間で方向性が出されてから協議会を設置したもので事業を実施するための後付け協議会であると私は受け止めています。

町村長の思いからスタートした島前・島後間の海上交通を実施するために、事業の必要性 について次のように示されております。

隠岐島4町村では景気の後退、過疎化・高齢化が進展し、医療や交通など様々な分野で生

活基盤の確保が危ぶまれる事態が生じ、島民生活の安全・安心を確保していくことが大きな課題となっている。とりわけ隠岐島の医療分野においては、医師・薬剤師・看護師等の医療関係職員が不足しており、特に隠岐島前病院では看護師等の不足により、病院経営に大きな影響を及ぼしている状況です。以前は島根県に看護師派遣を依頼し、県立中央病院からの派遣もあったが近年は島根県内でも医療関係職員が不足しており、派遣がいただけない状況の中で、隠岐圏域が一丸となって医療従事者の招聘活動を展開しなければならない必要があります。島後・島前間の生活航路としての海上交通網の整備を図ることにより、隠岐島内での医療従事者の人材確保をはじめ、通勤交通網として医療関係職員の交流も可能であり、島民の利便性は大いに高まるものと期待するものです。島後から島前3町村へ日帰りで勤務している建設業者等も利便性が高まり利用するものと思われます。

以上のような海上交通の必要性を理由に、運行委託契約を隠岐観光株式会社と結び平成 22 年 5 月から 11 月末日まで朝、奥津戸から別府港、夕方、別府港から奥津戸の朝夕 1 往復 2 便を運行しております。

22 年度の実績を見ると医療従事者の利用が極めて少ない状況であります。看護師さんに限定すれば利用は皆無であったとのことです。建設業者等の利用に関しては一定の利用があり島後の事業者に限って見ると目的の一部分は達成したと評価できるのかもしれません。しかし、島前町村だけを見ると効果についてはどのように評価しているのか明らかになっていません。

島前・島後間の海上交通整備をしなければならないとする最たる理由の医療従事者の確保 に関する部分については評価できるものではありません。医療従事者の確保という観点に関 しては、何のために実施したのかと多くの人は問い質したいとの思いを抱くのではないかと 考えます。お金の使い方をもっと工夫してもいいのではないかと考えます。

看護師さん達が島前病院へ通勤することを想定して計画は作成されましたが実際は計画どおりにはならなかった。

そこで質問いたします。

22 年度に実施をした島前・島後間の海上交通整備事業について町長の総括を伺います。

次に 23 年度 13,639 千円の予算化がされています。実施しようとしている事業の必要性を 伺います。

事業の必要性についてアンケート調査を実施しております。調査票の送付先は事業所に限定して実施したものではなかったかと思います。68 社に送り31 社から回答があり、必要25

社、不必要6社という結果が出ております。

この事業についてのアンケートは仕事等で利用した事業所に対して行ったもので、一般の 住民に対してアンケート調査をしたものではなく、事業を継続するための調査で結果が偏っ たものであるといわざるを得ません。

1,300 万円余の経費がかかる島前・島後間海上交通事業を今年度も実施する事業計画が示されております。

島前・島後が臨時に交流をするための海上交通をメインとした事業や同じく定期的に交流 をする事業に方向転換をすることも可能な協議をすることを提言します。

この事業について住民アンケート調査を実施する考えはありませんか、町長にお伺いいた します。

番外(町長 松 田 和 久)

それでは只今の、池田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

島前・島後間の海上交通についてでございますが、この事業は、島前・島後間の医療関係者の交流促進でございますとか、あるいは建設業者等の島後から島前への日帰り勤務を可能にするなど島民の生活基盤を確保していくことを目的に、平成22年度に試験運航が行われたところでございます。その利用につきましては、先ほどもご指摘ありましたがビジネス、観光等の一定の利用はございました。しかし事業全般的には当初の目標数に達したところではございますが、ご指摘のとおり、医療関係者の利用は極めて少ない結果となったところでございます。これは、平成22年度の島前病院看護師の確保状況が幸いいたしまして好転したことがその要因ではなかったかと思います。

隠岐島の人的交流を促進し、経済活動、医療活動などを活発化させる上では、島前・島後間の海上交通網の整備は必要不可欠であると考えているところでございます。

新年度の事業実施に向けましては、朝・夕の便の往復利用など更に利便性の向上を図ることで利用者の方々が更に増加することも期待されますので、住民アンケート調査の実施や前年度試験運航の結果を踏まえながら、島前各町村、関係機関との協議検討を重ね、今後も島前・島後間の交流拡大並びに地域の活性化に努めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

12番(池 田 信 博)

答弁をいただきましたが、町長の総括として私は十分に理解し得ないというふうに前もって申し上げておきます。

この協議会、町村長の間の話でされて何とか島前島後間定期便をやろうではないかという 話のなかでもって、町村会の事務局である広域連合のなかでもっているということで、そこ で説明があったように伺っております。

しかし、この協議会自体、事業を実施するために後付けで、私が先ほど申し上げたように作り上げたものだということで事務局としても何とか規約等を作って、平成 21 年 10 月 2 日島前において、いきなり規約をもってきてそこで了承され、ここで協議会がスタートしたというように私は伺っておりますし、理解しているところであります。

この事業について、22年度町長は総括されて新年度も実施するということでございますが、 どのような成果があれば次年度以降事業を継続するのか、具体的なゴールを設定すべきでは ないかと。事業継続条件など早急に検討すべきだというような協議会での意見も出ておりま す。このことに関して、どのような評価をされ、新年度実施しようとしているのか、もう一 度お伺いいたします。

それと、先ほどこの船便を利用して島前へ仕事へ行く建設業者等の人には利便性は図れたということではございますが、それ以外の目的としたこの事業に対する評価は何れもなされていない、また説明もされていないような中で、また新年度 1,300 いくらかの予算化がされております。

私はこういう事業評価のものに、新年度も改めて試験運航といえども実施することに関しては疑問を投げかけるものであります。

先ほど、私が住民アンケート調査を実施する考えはございませんかという事に対して、町 長は何の考えも答弁もされませんでした。再度お伺いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

池田議員の再質問にお答えいたします。

実は1昨年、島前病院の看護師が不足をいたしまして、このままでいくと1億円からの交付金が下がってくると。そうすると特に西ノ島の財政は破綻してしまうという問題が発生いたしまして、私が広域連合の連合長でありますことから西ノ島町長から要請がございまして、どうも県に行って欲しいということで、県当局にこの問題で何とか支援してもらえないだろうかということで県庁に行ったのですが、島根県も例えば中央病院を運営しておりますが、中央病院も当時30名からの看護師の定数不足になっているという状況のなかで、島前が困っているから今、島前に出せと言われても中央病院は医師や看護師を地域の病院に送り出すための病院では決してないんだというような意見もございまして、そういうなかであなた方、

中央病院に行くのかという指摘でございました。

その話のなかで、もう少し島前・島後が協調して徹底的にやって、それでも島として隠岐 群島として対応ができないという状況であるならば、また話をもって来てもそれは聞くこと があるかも知れないけれど、困ったから直ぐ県に来てというのは如何なものかという感じの 話を我々はいただきました。そこでこれはもう無理だということから、この中央病院へ午後 から行くことも中止をし内部で相談をいたしました。

このように、この医療の問題もございましたし、その他でも特に島前側の痛みが酷い、各 企業もそれぞれ撤退する状況のなかで建設事業等もままならないということから、じゃ一度 やってみようではということになったわけです。

この隠岐病院からも2人の看護師を島前に行ってもらう、緊急の措置としてとった訳でありますが、その後に病院側の努力によりまして、いろいろなことをインターネットで配信をいたしまして、そして島前に行ってやろうという看護師が出てきたために、こちらからの応援はしなくてもよくなったということから、医師や医療関係の人材をこの船を使って島前へということは少なくなりました。しかし、調剤薬局の関係で薬剤師さんは島後から行っております。

そういうことで、最終的に総括するなかで、もし島前側が今大丈夫だということになっているのなら、ご指摘のように金も掛かる、それでは一旦は止めてみようかという話もございましたが、改めて島前3町村からはこれはやらせていただけないだろうかという話から、またこういうようなことになったということでございまして、住民アンケートのことに答弁がなかったということでございますが、これもまた方法を変えて実施をしながら、これまでの運航の実態等を調査しながら改めてあるべき方向を出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

12番(池 田 信 博)

私はこの事業に対して住民も含め、議会への説明も不十分だと思います。

この事業に対して聞く機会が少なかったということもあるかもわかりません。ただ、負担 金としてこのような形で予算計上されて、しっかりとした事業評価もしないままに、また事 業を実施すると思えてなりません。

町長は先ほど、島前3町村が次年度もこの事業を実施して欲しいと言われたということですが、そのことについて町村間職員も含めてこの協議がされたのでしょうか。そこらが少し明らかになっておりません。

私はこの協議会の会議録も見てみましたが、新年度事業を実施するための協議が真剣にな されたというような記述は一行も見当たりません。

評価がなされたということでありますが、この便で島前に行って日帰りが出来た島後の業者は確かに良かったのかもわかりません。ただ、島前からそういうこともなかったということで、私が先ほど申し上げたように、この定期便でなしに臨時に交流する海上交通をメインとした内容のものも含めて協議をしていくべきだと思います。

それと事業を実施しながら、住民アンケートも実施したいということでありますが、事業を実施するために利用者に対してのアンケート調査をして確かに必要な25社という結果がでておりますが、私としては広く住民の意見、思いを反映した事業ではないように思えてなりません。

この事業を実施するのであれば、住民の考えも聞いて事業実施をしていただきたい。このように思います。

再度伺います。この事業の必要性についてどのように評価をして、この事業を実施するのか、町長のお考えをお伺いします。

番外(町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えいたします。

海上交通整備事業検討協議会はその後なされたのかどうか、どのようなことが協議されたのか、あまりこのことについて積極的な記述がなかったということでございますが、町村長の会議では利用が少ないということならば止めることも含めて検討をすべきではと、私からも提案をさせてもらいました。その結果、この検討協議会でもう少し具体的に検討をしてもらおうということになりまして検討した結果、島前側の3町村の委員で出ておられます課長さん方も「やはり必要だ」ということから、再度協議をしもう一度改めてやってみようということになった訳でございます。

ご案内のように来年は隠岐病院の新設がありますが、私が平成15年町長になった折に、実は島前の方で本土で透析をなさっている患者の家族の方かわかりませんが、電話をいただきました。「広域連合長に貴方がなられたということですが、やはり泌尿器科をきちっとしてもらって、我々は本土に出て闘病生活をしなくてはならない厳しい状況ですと。隠岐病院で透析ができて、きちっと対応ができるような体制を是非将来確立してもらえないだろうか。」という悲痛なご連絡もいただいております。

そういうことも考え合わせますと、来年の隠岐病院新設も含めて島前・島後のそういった

朝晩の交流、そのうちに今話題となっておりますジェットフォイルが就航した場合に、これから議論されますがダイヤはどうなるのか、1日3往復ということもあります。これから母港の問題も協議ですが、場合によってはこれに替わるような体制も可能かもわかりませんので、そういったことも見定めながら、今年は取りあえずやってみようということで出させていただいております。

やるからには出来るだけ多くの皆様に利用してもらわないといけませんので、言われるようなアンケート調査につきましては町村会でも話をしまして、開設までに今年の方向を出せるように調査をさせてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長(米澤壽重)

以上で、池田信博議員の一般質問を終ります。

次に、8番:石田茂春 議員

8番(石 田 茂 春)

それでは、水道使用料について質問いたします。

現行の条例内容は8トン未満970円、メーター使用料は別です。1トン増すごとに225円 そして21トン以上については245円、41トン以上270円と定められています。下水道料も 同じであります。

核家族化、独居老人世帯の増加などにより、一世帯当りの水道使用量は減少しつつあると思われます。隠岐の島町は約7,900 世帯、上水道世帯約4,900 世帯、簡易水道世帯約3,000 世帯、その内、基本料金以内の世帯が約2,800 世帯、35.4%であります。

実際の使用量が5トンとか6トンであるのにも係わらず、8トン分の使用料を毎月支払っております。ほとんどが独居老人世帯であり、滞納世帯はないと思われております。滞納については後日質問するとして、税、料の原則で言えば自分の使用した分だけの水道料金を支払うのが町民の義務と思われます。

5 トンの使用量であれば 605 円、これは現行制度を単純に計算してです。6 トンの使用量であれば 726 円と使用量に比例した料金体制にするのが、行政が町民に対してのサービスであります。町長は所信表明で公共サービスの改革を取り組んでまいりますと謳っております。

そして、いくら節水しても8トン分の使用料を支払うのです。おかしく思わないのですか、 また8トン未満の基本料金とした根拠があるならば示していただきたい。今後料金体制を見 直すべきと思われます。

町長のお考えをお伺いいたします。

番外(町長松田和久)

それでは、ただいまの石田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者で一人暮らしをなさっておられる方々のため、基本水量制を見直し、使用水量にあわせた料金体系とするべきではないか、というご質問でありますが、本町におきましては、議員仰せのとおり、水道使用料については、基本水量と従量料金の二部料金制を採用いたしておりまして、8 トンまでの使用料金は同じ料金で、先ほどのご指摘のとおりであります。9 トンからは、使用量の増加に伴い単価が高額となる逓増料金体系となっております。

その料金設定でございますが、県内で最も多く採用されておりますのが、基本水量を8トンに設定しているものでありまして、21 市町村中17 市町村で、こういった方式を採用しているところでございます。

基本水量制の設定は、公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から考えられたもので ございまして、ある程度の水使用を促すとともに、基本水量までの料金の低廉化を図るため このような形を取っているところでございます。

現在、本町の水道料金は、8 トン及び 10 トンの比較的少量の使用ですと、県下 21 市町村中 15 番目、あるいは 13 番目というところでございまして、県内の市町村の中では、使用水量の少ない方には、優しい料金となっておりまして、直ちに料金体系を見直す考えは今のところもっておりません。

先日、新年度予算の詳細説明のなかで担当課長が申し上げたかと思いますが、本町の水道 事業は、給水収益が年々減少しており、将来の収支バランスを考えましたときに、あと4か ら5年後には、料金改定が必要になってまいるかと思います。

今後、水道施設の改築・更新・維持管理が必要となります時代における負担の公平性を考えてまいります上で、どのような料金設定、料金体系が望ましいのか併せて検討してまいりますので、よろしくお願いして答弁に代えさせていただきます。

8番(石 田 茂 春)

今、答弁をいただきましたが、一歩踏み込んで再度質問いたします。

基本水量制の設定は、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から考えられたということですが、しかし、この設定した当時は衛生的、環境的に非常に悪かったと思うのです。今はとても良くなっていると思うのです。

今の料金体制を、言葉は適切かどうか判りませんが「取れるところから取る」という方法なのです。

滞納がないから、4 トン使用していても 8 トン分取るということ、こういう世帯はほとんどの方が国民年金の世帯なのです。月 67,000 円から 7 万円もらってその中から介護保険、電気代、電話代、後期高齢者保険、水道、下水道と手元に僅かしか残らないのですよ、その中から自分達の生活をしているのです。

町長が目指している公共サービスの改革、これも公共サービスのひとつなのです。実施するといっているのです。そしてこういう方は、なかなか思っていても言われないのです、立場的に弱いし、また皆様方にいろいろな面でお世話にならなくてはいけないので・・・、だから誰に言うかということです。そうしますと微力でありますが、私が代弁というかたちでお願いというか言っているのです。

金額は非常に小額であるかもわかりませんが、しかしこういう世帯は非常に助かるのです。 もう少し「愛の手」を差し伸べてやってはどうですか。そういう観点からもう一度検討して みてはどうでしょう。

番外(町長 松 田 和 久)

石田議員の再質問にお答えを申し上げますが、この 970 円が年金受給で生活をされておられる特に高齢者にとっては高額で、たとえ 100 円でも 200 円でも下げて提供すべきではというご指摘は分かりますが、しかしながら 8 トンという基準が設けられているのは月々、例えば風呂も適宜入ってもらう、あるいは炊事、洗濯についてもきちっとしてもらうためには 8 トンくらいの水は使われて、そのことが公衆衛生上にも大事、また環境衛生の上からも大事というようなものがだされて、どうもそれがひとつの基準になっているということでして、これもある意味でサービスなのかも知れませんし、これも考え方によっては愛情をもって考えた数字というようにも考えられるわけであります。

970 円が高いか、安いかということでございますが、他の町村もだいたい同じ様な形でやっておりまして、他の町村でもこの年金受給者の方もおられる中でこれを採用されているということで、ぜひご理解をいただけないかと。

そのことにつきましては、先般の説明で課長がいわれましたように、次の料金改定に併せて、そういったこともどうなのかということについて検討をさせてみたいと思います。

現段階では、これでこのままやらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

8番(石 田 茂 春)

再々質問いたします。

誤解があってはいけないですが、私は基本料金を下げてくださいとは言ってないのです。 自分が使った水道量だけを払わせてくださいとお願いをしているのです。

今、町長は8トンの分は使って欲しいということは分かるのですが、例えばの話ですが病院に14日から15日入院したと、そして3トンしか使わなかったと、そうしますと970円ですか、払わないといけませんでしょう。本人が基本料金を下げるのではなくて、自分が使った分を払ってはどうですか、ということを私は言っているのです。

番外(町長 松 田 和 久)

石田議員の再々質問にお答えをいたします。

言われることはよく理解はできますが、ただしそうなってまいりますと 1 トン当りの単価を改めて算出しなければならないという問題が出て、逆にそのことがトン当たりの単価を上げることにも繋がってまいります。

それは、この水道を維持してまいりますためには利用量に関わらず維持管理費というのは係わってくるわけですので、そういったことも加味されて設定されているということも是非ご理解いただきたいと思います。

議長(米澤壽重)

以上で、石田茂春議員の一般質問を終ります。

只今から、10時35分まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10時23分)

それでは、只今から本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 10時35分)

次に、2番:前田芳樹 議員

2番(前 田 芳 樹)

通告の第1点目の海岸漂着ゴミ対策を沿岸全域にわたって講ずるべきではないか、という 点について町長に伺います。

まず、1 つに島の大部分であります漁港港湾管理区域以外の海岸が県土整備局の管理下にあり、県は今年度その管理区域に対する責任を果たすために900万円の事前予算措置を組み、更に隠岐の島町の管理区域である漁港港湾管理区域の漂着ゴミ撤去費用として1400万円を県支出金で本町に補助してくれるそうです。

県の理解とよく交渉してきた担当部署は、賞賛に値すると私は感じております。ただ、これで沿岸流域の漂着ゴミの撤去をすることが出来るのでしょうか、南西海流に乗って流れ着

くプラスチックゴミは年々増加の一途であります。

沿岸住民がこれまで総出で対処して来ましたが、もはや高齢化と人口減少で対応出来なくなりつつあります。集落前の見える海岸しかゴミ撤去は出来ておりません。更に、県当局と良く連携を取って沿岸全域の膨大な漂着ゴミの撤去に本腰を入れて取り組むべきではないでしょうか。

また、漁港港湾管理区域の海岸漂着ゴミは町の責任であるのになんら対策が取られておりません。町の管理区域は自前でよく把握をして自主的に管理者責任を果たすべきではないでしょうか。適切な財源措置を取らないから担当部署の職員は何も出来ずに手を拱いて、海岸は県の管理下だと言って責任転嫁をすることになっているようでございます。

負担を離島漁村再生支援交付金に追い込んでいるのが町の現状であるようです。この貴重な交付金は、漁村再生どころか漁村海岸ゴミ処理交付金になりつつあるのではないかとさえ感じます。

町の職員は漂着ゴミ対策を懸命にやりたくても裁量できる財源措置が無いから、離島漁村 再生支援交付金の地区割り予算から幾らかくれないかとさえいう始末で、頭取りを要望する ことになった状況はいけないと感じます。町は自ら管理区域である漁港港湾管理区域ぐらい の年1回は海岸漂着ゴミの撤去をするような財源措置と対処をして管理者責任を果たすべき だが、如何でございましょうか。

また、島一円の沿岸住民達はこれまでの長い間、自分たちの集落環境は自分達で守るべきだと思って懸命に協力をし合ってきたわけでございますが、人口減少と80歳前後の高齢者が6割となってはとても困難なことです。地域住民の責任感ばかりを暗黙の内に要求していてはいけないのではないかと感じます。

観光立島を標榜しているのでありますから、島の命である美しい海岸を復元するために町 は主体性を持って取り組まなければならないと感ずるわけであります。

国や県の責任対策が言われてから久しいのでございますが、町も当事者として事前予算措置をしてでも対策を講ずるべきです。ちょうど仕事が無く喘いでいる島内の建設業界に請負いをさせて、沿岸全域を綺麗に保つように管理をするのもひとつの方法だと思いますが、どうお考えですか。

番外(町長 松 田 和 久)

前田議員のまず分割質問の第1問目、海岸漂着ゴミ対策についてでありますが、この問題は海洋国であるわが国、とりわけ本町のような外海離島が直面いたします。深刻な問題の一

つといたしまして、国会を始めあらゆる分野で今議論が始まっていまして、その対策はやっ 緒についたばかりかと思います。

そこで、1 点目の県支出金 1,400 万円で沿岸全域の漂着ゴミ撤去ができるか、とのご質問でございますが、始めにこの県支出金につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

これは、島根県が国の地域環境保全対策補助金、全体では約3億円弱と伺っておりますが、 これを受けまして、地域グリーンニューディール基金として積み立てておりまして、県内の 海岸線を有します10市町村に県支出金といたしまして交付をする制度でございます。

来年度は最終年度になるわけでございますが、本町には離島ということを勘案しまして、本町管理の海岸部分と県管理の海岸部分をあわせまして 2,300 万円が割り当てられ、そのうちの本町管理海岸分といたしまして 1,400 万円が交付をされることになったわけであります。

しかしながらこの補助金の使途につきましては、県が定める「重点地域」の漂着ゴミ対策 に限定されておりますことから、議員仰せの、この支出金を活用して本町沿岸全域を対象と することは制度上無理であることをぜひご理解いただきたいと思います。

このことに加えまして、この 1,400 万円だけで本町沿岸の全ての漂着ゴミを撤去すること は到底不可能でございますこともご理解を賜りますようお願いいたします。

また、ご指摘いただきました県当局との連携によります取り組みにいたしましても、この海岸漂着ゴミの処分や撤去には膨大な費用を必要としますことから、一昨年制定されました「海岸漂着物処理推進法」の趣旨を背景にいたしまして、特に財政支援の面で、国への要望活動を県当局と一体となりまして、重点的に行ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

続きまして、2点目の町管理の漁港・港湾の漂着ゴミの管理責任についてでございますが、 議員ご案内のように、漁港9港、港湾10港が本町管理の港となっておりますが、この管理に 関します本町の基本的な考え方は、災害の防止でありますとか、海岸施設の機能を適正に維持してまいりますことを主な業務として考えております。

議員仰せの漂着ゴミの撤去につきましても、ある一定程度の量につきましては、本町として責任を持って対応することが可能であるかと考えております。

しかしながら、本町管理の漁港、港湾の漂着ゴミ全てを管理責任のもとに対処することは、 言うべくして至難の業でありますことは議員にも十分ご理解いただけるものだと思っており ます。 海岸漂着ゴミに対します各沿岸自治体での取り組みでございますが、財政的にも体制的にも限界がありますことを背景にいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、国においてようやくその対策の為の法制化が実現したばかりでございます。これまではその対応といたしまして、全国の沿岸自治体においてボランティア活動を中心とした、住民活動としての回収作業の展開でございますとか、或いはまた本町での開催も以前にされましたような、全国規模での海岸漂着ごみに関するフォーラムがございまして、開催されておりますことは、議員ご案内のとおりでございます。今後は法制化されたことを背景といたしまして、いかにして財源を確保するか、どうした体制を確立してまいりますかこういったことに掛かっておりますので、各地先の管理責任を負う私共といたしましては、この問題の本質を見極めながら、国が主体となって、この取り組みをより一層強化していただけるよう要望していくことが肝要ではないかと考えております。

当面は、地域の皆様のお力をお借りしながら、協働の精神でこの対応をお願いせざるを得ないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、沿岸全域をきれいに保つために、建設業界に請負で管理をさせたらどうかというご 提案ですが、新年度予算におきまして、布施、五箇、都万それぞれの支所に臨時職員を複数 配置をいたしまして、観光・公共施設の維持管理業務、除草及び海岸清掃業務を行うことと させていただいております。

この業務は、県の緊急雇用関係の補助金、約1,400万円を財源といたしまして実施するものでありまして、直営で臨時職員を雇用しますので、ご指摘の建設業界への請負ということにはなりませんが、なにとぞご理解を賜りたいと思います。

2番(前 田 芳 樹)

少しだけ再質問いたします。

「上からお金がこなければ何も出来ません。」と言っているのに等しいと思います。これではいけません。

沿岸部の集落で80前後のお爺さん、お婆さんを借り出して一斉作業をやっているわけです。 こういう実態を把握して、自覚して、町が取るべき漁港管理区域くらいは「県がお金をくれない。」からと言ってしないのでは駄目です。

やはり、管理責任を自主的に、主体性をもって取り組んでいかなくてはならないと感じます。その点、どう考えますか。

番外(町長 松 田 和 久)

再質問にお答えをいたします。

去る2月24日、午前中に全国水産業振興協議会の常任理事会がございまして出席をいたしましたが、その席上でこの問題が、特に日本海沿岸が大変な状況になっております。

先ほど申し上げましたフォーラムでありますが、私も呼ばれて佐渡にも行ってまいりました。同じような状況であります。対馬の方も大変のようでございまして、この問題は本当はもう少し予算にメリハリがあって使えるならいいですが、どこの町も今そういう実態ではございません。

そのために、水産業振興協議会としてもこの問題は大きな国の問題だということで、国当局に改めて要望活動をすることに先般なりました。そういう事で国との話し合いを進めております。その一方で、じゃあどうなってもかまわないのかという訳にはいきませんので、先ほど言いましたように大変な状況を加味いたしまして、臨時職員ではございますがいくらかは整備を進めて行くべきだということで、脆弱な状態ではございますが県の支援をうまく活用して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

2番(前 田 芳 樹)

この清掃については、今後期待をして行こうと思います。

次の質問へ進みます。

通告2点目です、下水道整備で住宅改造資金融資斡旋制度は住民に優しく対応するべきではないか、という点についてお伺いいたします。

下水道整備にあたりまして、各地区で事前説明会を開いていますが、その中で栄町の宮城 ヶ丘地区での住民からの声をお届けしたいと思います。対応措置を講ずる必要がありはしな いかと感じるからです。これは私の声ではありません地区の住民からの声です。

「住宅改造資金融資斡旋制度」では、最終償還月に満75歳未満である者、最長60ヶ月償還とされております。これは申し込み時に満70歳未満ということになりますが、少し制限が厳し過ぎないか、場合によっては条件緩和措置が必要ではないか、70歳を超えている者にとっては対象除外されて行政の冷たさを感じる。70歳を超えて一人住まいで国民年金だけで貯蓄の無い者は加入させないということか。隠岐の島町に住民登録をしている者でなければ保証人になれないということは、島外に子供が居ても保証人として認定せず加入させないということだ。償還期間も短すぎる、緩やかに返せる10年間程度にならないものか、行政が切り捨て御免のような住民選別をしてもいいのか、もっと住民に優しい温かみのある行政をして貰いたい。町の設けた基準にはずれる高齢者や経済的弱者などの世帯には二次的緩和措置

を設けても良いのではないか。

それともう1つ、受益者分担金は接続させるためのペナルティのようで、供用開始時の加入促進のための効果はあるだろうが、3年を過ぎてからは逆にブレーキになる。3年過ぎたら57,000円で、今つけたら負担金は11,400円で安いですよと言って接続を強要することはおかしい。

住宅改造に多額の費用が掛るので、今できない者にとっては冷たさの追い討ちでしかない。 一律 11.400 円にするか、またはこのような制度は止めるべきではないか。

また、既に合併浄化槽を自費で設置していた者は、再度、自費で壊さなければならない。 長期的な事業計画ある住民説明が過去にあれば200万円も掛けて合併浄化槽の設置などしなかった。融資斡旋制度の利子補給金に見合う程度とか合併浄化槽の取り壊し費用へも何らかの助成があってもいいのではないか、などの住民からの声です。

勿論、個人の住宅生活環境の改善部分は自己負担が伴うことは誰も理解しています。現在、 住宅改造資金融資斡旋制度の利用者は20件で以外と少ないそうですが、その見えない部分で 対象外にされて申請できない人達があるすれば、利用者が少ないと喜ぶべきではない。

むしろ、基準の網に掛らない人々をどう掬い上げるか懇切丁寧な相談にのって二次的緩和 措置をするとかできるならば、対応が求められるのではないでしょうか。 如何お考えでご ざいますか。

番外(町長松田和久)

分割質問2点目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の水洗便所改造資金融資斡旋制度の基準についてでございますが、この制度 は、水洗化による住宅改造等に相当の費用負担が生じますことから、この費用負担の軽減策 といたしまして、平成21年4月から、新たに設けさせていただいた制度でありますことは、 議員ご案内のとおりでございます。

この制度でございますが、町との融資事業の契約に基づきまして、金融機関が融資を行う ものでございまして、議員ご指摘の年齢及び連帯保証人の要件については、契約金融機関の 現状の運用を適用させていただいたところでございます。

しかしながら、現在、制度の利用者は20件と、期待いたしました件数に程遠い状況となって おります。

議員仰せのように、事業の事前説明会へ出かけてまいりますと融資要件につきまして、今 ご指摘のようないろいろなご意見を賜り、この改善に向け、金融機関と協議を重ねてまいり ましたところ、連帯保証人の住所要件は従来のとおりでございまして、町内に在住する 20 歳ということでございますが年齢の拡充につきまして、住民の皆様方が利用しやすい、要望に即しました運用が可能となりました。この 75 歳未満というのを取っ払ったということでございます。更なる啓発普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に2点目の、受益者分担金の制度についてでございますが、受益者分担金の趣旨といた しましては、事業費の一部を負担していただくものでございます。

この分担金の減免措置につきましては、下水道の施設供用後、3 年間で接続を基本といたしておりますが、この3年を一つの区切りといたしまして、早期の接続促進を目途に減免額を定めさせていただいたところでございまして、今後も同様の措置を継続してまいりたいと考えているところでございます。

次に3点目の、合併浄化槽の撤去費用の一部助成についてでございますが、1点目の融資 事業での対応が可能でありますことから、別途助成は考えておりません。

この制度をうまく活用していただきますよう考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番(前 田 芳 樹)

とにかく基準の網に掛からない人、この方々をよく対応していただきたいと、そして大多数の人が喜ぶようにもっていっていただきたいと思う気がするわけであります。

次の質問に進みます。

3 点目、外資の森林買収・島内の土地買収を規制する条例制定が必要ではないか、という点についてお伺いたします。

外国資本に島内の森林・土地を知らぬ間に買収されないよう 1ha 未満の土地取引を含め事前届出・許可制の導入などの町条例の検討が必要になるのではないでしょうか。

勿論、日本の私的所有制度の法体系のもとでは誰もが自由に土地取引をして、その所有をすることが認められているわけでございます。日本の資本も外国で様々な不動産に投資して、所有をしております。

だから、条例規制はできないと考えるほど単純ではなかろうと思います。経済のグローバル化と連動して特定の国の外国資本や国内の大資本に自治体の存立基盤であります島の土地を知らぬ間に、寝ている間に買収されてはいけないと感じます。

平成 22 年 12 月時点での林野庁の全国調査では、北海道で 33 ヶ所・820 ha が中国、主に香港資本です。豪州・米国に、兵庫県で 2 ha、山形県で10 ha の山林が買収され、実態は把

握できないものがありますから、これに留まらない状況であるそうです。

壱岐対馬では市街地が韓国資本に買われていたということも新聞でありまして、建物は壊せば消えて無くなるが、土地は地下まで権利が及び国家的なこの所有制度の制度が変わらない限り排他的私的所有権が認められて行くわけであります。

外国による森林買収の目的は、世界的に需用が高まる水資源の獲得などが指摘されておりますが、しかし状況によってはそれ以外の目的を持つことも有り得る訳です。

国内林業は外材の大量輸入などで木材価格は30年前の3分の1以下と非常に壊滅的状況 に陥っているので山に人影も無く森林価値は暴落している中で、外国資本が高く買いたいと 言って来たら、相手が誰であろうと売る人はこれもまた自由でございますから出て来るであ ろうと。

国土利用計画法で都市計画区域外 1ha 以上は買収後に都道府県への届出義務がありますが、その届出をしない所有者が増えているそうです。行政による実態把握は困難になっているそうでありますが、届出義務のある 1 ha 以上の林地でさえこの状態でありますから、1ha 未満の林地は実態不明に陥ることは想定できるわけであります。

今、全国的に自治体は住民の水資源を守る立場で、外資による林地買収に対する規制を強化する動きを始めているそうです。北海道二セコ町は、買戻し交渉をし、水源保護と地下水汲み上げ規制の条例案を計画しているといいます。北海道庁は 1ha 未満の土地取引も含め事後届出ではなく事前届出制を導入する条例案を検討しているそうでございます。

つまり、隠岐の島町も早急に林地の地積調査を進めながら、非常に遅れている部分があります。林野についてはこれを早急にやって、これらの動静を参考にしつつ許可制の導入も念頭において、島内の土地が知らぬ間に外国資本にむやみやたらと買収されないように規制する条例を隠岐の島町も制定する必要性が遠らず出て来るのではないかと思いますが、どうお考えですか。

番外 (町長 松 田 和 久)

それでは、前田議員分割質問の3点目の外資の森林買収・島内での土地買収を規制する条例制定が必要ではないか、とのご質問にお答えをさせていただきます。

議員仰せのとおり、近年、外国資本によります森林買収が取り沙汰をされておりますことは、私も承知いたしております。

これは、地球規模で議論されております環境問題を背景にいたしまして、限られた生命資源を先取りしようとする動きのなかで、特に水資源や森林資源、さらには生活資源とし位置

付けられる様々なこの環境資源を含めまして、我が国の資源がそのターゲットになっている のではないかと思われております。

ご案内のとおり、わが国は太古の昔から、春夏秋冬の四季の中で、我々が生活する上で、極めて良好な環境にございます。そういった国の一つでありますから、こうした環境問題が表面化する時代には、この限られた資源が国際的な経済活動の標的になることは容易に推察をされるところかと存じます。

そこで、ご質問の条例制定についてでございますが、私も外資による森林などの買収問題は、いかがなものかと大変危惧しております。売買時の届出や開発規制など、条例で対応する方法もあろうかとは思いますが、まずは実態を把握し、島根県などとも調査検討を今進めようとしておりますので連携を取っていく事が必要と考えますので、今暫くこの件につきましては時間を賜りたいと存じます。

2番(前 田 芳 樹)

今、隠岐の島町の山林状況、明治 23 年に作られた旧図、荒縄で張ってそして目測でやった旧図、非常に概略的な図面なんですが地積、土地売買の根拠とされてきたわけです。

しかし、今、地積調査をやってみると17条図面が作成されたところは非常に明瞭になって、 その権利の移転関係も当然明瞭になってくるわけであります。

旧図の段階の山林が、まだ非常に多いだろうと思います。これは町が早急に主体性をもって取り組んで、早い段階でしておかなくてはいけない。

そうすれば、この寝ている間に土地を外国人に私用に買われていたというようなことは、少なくとも利権関係が即座にわかるようになりますから。

ただ、事後報告だけでは駄目で、事前に隠岐の島町そのものが脅かされることになりますから、事前に許可を出して売買を許すというところまで本当はいってもらいたいと思うわけです。

先ほど、県当局と連携を取りながらとおっしゃいましたので、これが手遅れにならないような対応策を用意していっていただきたいということが、申し上げたいと思うところであります。

答弁はいりません。

議長(米澤壽重)

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

最後に、9番:高宮陽一 議員

9番(高宮陽一)

通告しておりますように、第2次隠岐の島町行財政改革実施計画について一般質問を行います。一部教育委員会関係部局もございますが、行財政改革の視点から町長の所見を伺いたいと思います。

松田町長は、合併後、天の声として不退転の覚悟で行財政改革を進めてこられました。

平成 17 年から平成 21 年度までの 5 年間は第 1 次計画期間として取り組み、平成 22 年 11 月には実績を総括した報告を行い、同時に、平成 26 年度までの 5 年間の第 2 次の実施計画書を策定したところであります。

本定例会の、町長所信表明並びに町政運営の基本方針の重点的な取り組みでも「財政健全化 と行財政改革」の取り組みについて述べられております。

私は安心・安全の確保の立場から、第2次行財政改革の実施計画の中から4点について質問をしたいと思います。

まず1点目、隠岐温泉 GOKA の課題についてであります。

第1次の実施計画では、1つに施設の老朽化、2つに入館者の固定化、3つに不便な構造であることから、平成21年度に休止を検討する計画となっていたのは承知のとおりであります。

しかしながら、平成 22 年 11 月の報告では、経営活性化計画に基づく努力をしており、平成 22 年度以降において休止を含めた検討を行うとしながらも、第 2 次の実施計画では、平成 22 年度で経営改善・成果検証を行い、平成 24 年度に運営のあり方・調整検討をすることに変更されております。全く逆の異なる計画となっております。

GOKA 温泉の現状につきましては、年間の利用者数は延べ 15,000 人前後といわれておりますが、実際に利用している方々は概ね 100 人程度であり、毎年 1,000 万円を超える一般財源を費やしている現状であり、新年度予算でも 1200 万円の一般財源が計上されております。

いくら経営改善に努力しても、わずか100人足らずのために今後も1,000万円を超える負担をするようなことは、行革で見直すべきであり、所管の教育民生常任委員会でも再三にわたり、廃止・売却等も含め、早急に検討するよう指摘がされたところでもあります。

そこで質問でありますが、第1点目に、平成22年度に休止も含めて検討するとしながらもこのような後退となった計画とした理由をお伺いしたいと思います。2点目には、早急に廃止・休止・売却の方向で検討すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の学校給食センターの一元化について町長の考えを伺いたいと思います。

学校給食センターについては、学校の統廃合や施設の老朽化等のため布施・都万の給食センターが廃止されたところであります。

五箇給食センターも、平成23年度で廃止し、西郷給食センターに移管する計画であり、補正予算では五箇小中学校における給食配送車の受入れのための工事費400万円が一昨日可決されたところであります。更に新年度予算には西郷給食センターの改装・設備の増設のために配送車の購入、コンテナプールの改修、車庫の増築、駐車場の拡幅など約2,100万円、補正予算とあわせますと約2,500万円もの予算が計上されております。

第 1 次の計画では、「西郷給食センターの配膳スペースが現行の 12 校で限界があるため、 配送対象学校が 12 校を超えないこと、また、施設の増設を行わず学校の統廃合が前提である こと」が改革の目標としてうたわれております。しかしながら、「施設の増設を行わず」とし ながらも西郷給食センターの施設整備を行い、西郷給食センターに一元化することは、計画 の趣旨とは大きく違ってきていると私は思います。

第2次実施計画の目的は、より効果的・効率的な施設運営が可能となり、人件費や施設管理費等の経費削減が図れるとしておりますが、安全・安心の学校給食の提供や子どもたちに対する食育というような視点が置き去りとなっております。

五箇給食センターは施設自体、まだまだ十分に活用できる状況であり、単なる経費節減のためでなく、隠岐の将来を担う子ども達の健全な育成と安全・安心な学校給食を提供するためにも、また、食中毒の防止を図ることからも1ヶ所で調理するのではなく、分散して調理することで安全・安心な給食が提供できると思います。更に、地産地消を推進するためにも、地場産物を活用した給食を食材にした食育の実践、郷土食、伝統食の伝承を図ることも必要であります。十分に活用できる施設を廃止し、新たな施設の改装・設備の増設こそが経費の無駄であります。

そこで、次の3点について町長の考えを伺います。

- 1 つ目、先般北海道で食中毒が発生いたしましたが、この教訓をどのように感じておられるのか。
 - 2 つ目、五箇給食センターの廃止は中止すべきと考えますが、どう考えるか。
- 3 つ目、安全・安心の学校給食を提供するためにも、また、防災対策上、事故防止の視点からも、当面は学校給食を2ヵ所で行う考えはございませんでしょうか。

以上の3点について伺います。

次に3点目の保育所運営の見直しについて伺います。

保育所の運営については、入所児童数、施設の老朽度、配置のバランスなどを考慮した保育所の再編や指定管理者制度の導入を検討し、平成24年度から適時実施することが実施計画で示されております。

合併後、地域の疲弊・活力不足が言われておりますが、学校や保育所が地域からなくなったことも要因の一つであり、子育て支援・きめ細かな保育行政の推進や行政の責務が欠落している計画と思います。また、保育所から小学校へということを考えれば、友達関係など児童の精神面の配慮にも欠けるものだと言わざるを得ないものであります。

そこで、次の2点について質問いたします。

1 つには、取り組み内容において、入所児童数、施設の老朽度、配置のバランスを考慮した保育所の再編とは、どういうことを基準とし、どういう考え方であるかお聞きしたいと思います。

2 つ目は、友達関係など児童の精神面に配慮し、出来るだけ小学校単位での保育所設置は最低限のことと考えますが、計画を中止する考えはないか。

この2点について答弁をお願いしたいと思います。

最後に、行革の本丸、総人件費の抑制についてであります。

第1次行財政改革の報告書によると、改革の効果額は21億8200万円であり、その主なものは、職員等の人件費カットで9億5475万円、60歳定年制度があるにもかかわらず、早期退職させたことで7億7553万円、計17億3000万円となっており、反面、事務事業の見直しや経費を節減したものは、わずか4億5200万円、第1次行財政改革の効果額の実に80%は職員の犠牲により達成されたものであることはいうまでもありません。この間、職員の皆さんには、理由も目的も明確のない中で、自らの生を犠牲にして改革に協力いただいたことは、頭の下がる思いであります。

一方で、町債の残高は合併時の平成 16 年度の 332 億 6000 万円であったものが、平成 21 年度末で 255 億 5000 万円となり、77 億 1000 万円減少し、また、基金は合併時の平成 16 年度で 21 億円であったものが、合併特例債の活用や地域振興基金の積立てにより平成 21 年度末で 40 億 5000 万円となっているとのことであります。これらの結果を見ても、合併特例による交付税加算や地方に配慮した交付税の配分、国の緊急経済対策などにより財政指標が少しずつ改善されてきているとは言うものの、職員の犠牲による総人件費の抑制があったことが最大の原因であると考えます。

町長の所信表明にもありましたように、地方交付税の特例加算が無くなり、平成27年度以

降財政状況が厳しくなることは、町村合併を検討していた時点で既に明確であり、今更、言 うべきことではありません。

そこで、次の3点について質問いたします。

1 点目、お金に色が付いている訳ではありませんが、改革のねらいとして 5 年間で削減した人件費 17 億 3000 万円はどのように活用されたか。

2点目、第2次計画でも人件費カットや早期退職勧奨を実施する計画となっておりますが、 その目的、法的な根拠、使途はどのように考えているのか。

3点目、地域経済が低迷しているのは購買力が減少していることが要因とも言われており、 これ以上の人件費カットや早期退職勧奨は中止すべきと考えるがどうか。

以上、行財政改革における1.五箇温泉の課題、2.学校給食センターの一元化、3.保育 運営の見直し、4.職員の総人件費の抑制の4点について質問を申し上げましたが、よろしく お願いしたいと思います。

番外(町長松田和久)

ただいまの高宮議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、「隠岐温泉 GOKA」の休止から運営方法の検討をするとした計画変更の理由についてでございますが、ご案内のように隠岐温泉 GOKA は平成5年から6年にかけまして4億6,000万円の巨費を投入し、平成6年7月に供用開始がなされた施設であります。単に浴場として整備されただけのものではなく、住民の皆様方の健康増進・福祉の向上を目的に設置されたものであり、島内唯一の温泉施設として船員さんや観光客及びイベント等でおいでになった方々の利用もされておりまして、多くの利用者からは泉質による効能が高い特にアトピー・腰痛等にも効くと根強い存続要望もあるところでございます。

経費面におきましては、平成 21 年度経営活性化計画に基づき、節減に取り組んだ結果、対前年、これは平成 20 年度との比較ですが、重油代・水道料を中心に約 3,000 千円の削減が図られまして、平成 22 年度におきましても更なる節減に努めておりますことから、当面、2 年間程度経過観察をさせていただきながら、経営改善の成果を検証し、今後の施設運営のあり方を検討するということで、行財政改革推進審議会及び行財政改革推進本部会を経まして、計画を変更したところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、廃止、休止及び売却等の方向で検討する考えはないか、ということについてでございますが、さきほども申し上げましたが、当面経過観察をさせていただきまして、平成 24 年度の検討を踏まえまして、今後の施設運営のあり方を判断する考えをさせていただきまし

て、ご理解を賜りますようお願いいたします。

今回の高宮議員のご質問は第2次行財政改革実施計画がもとでございまして、本来ですと 教育長さんのほうがより詳しく説明できるかと思いますが、私の方からまとめて説明をいた しますが場合によっては教育長のほうから説明をさせたいと考えております。

学校給食センターの一元化の件の質問でございますが、始めに、北海道における食中毒の 教訓をどのように感じるか、についてでございますが、私も学校給食は、安全・安心に児童 生徒に提供することが一番重要であるということは、議員とまったく同じ思いであります。

共同調理場方式での給食提供は、食数が増えますため、北海道のような食中毒が発生した場合、患者数が多くなるのは議員ご指摘のとおりでございます。しかし、この様な食中毒を起こさないよう、隠岐保健所及び食品衛生指導グループの指導を仰ぎながら、施設設備の整備はもちろん、栄養教諭と連携し職員一人ひとりに衛生管理の指導をさらに徹底し、安全・安心な給食の提供に努めてまいらなければならないと考えております。

また、近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など食生活の乱れが、子どもたちの健康を取り 巻く問題を深刻化させていると伺っております。この様な状況下に於いて、食育は、今後、 益々重要と考えられますので、積極的に指導してまいりたいと考えております。

次に、安全・安心の学校給食を提供するにも、また、防災対策上からも五箇学校給食センターの廃止は中止する考えはないか、ということについてでございますが、議員仰せのとおり、各小中学校での給食提供は、より安全であることは承知をしておりますが、しかし、本町に於いては単独校方式ではなく共同調理場方式を取り入れているところでございます。

また、第1次隠岐の島町行財政改革実施計画において、平成22年度から布施学校給食センター、あるいは都万学校給食センターを廃止し、今年度策定されました、第2次隠岐の島町行財政改革実施計画において、平成24年度からは隠岐の島町の全小中学校に同じ条件での給食提供を、西郷学校給食センターから配送することとなっておりまして、これを今、中止をすることは考えておりません。

次に、地産地消でございますが、農産物につきましては、JA 隠岐の野菜部会と連携を図りながら実施しております。新年度におきましては、JF 島根西郷支所、及び隠岐支庁水産局との連携を図りながら、魚食普及事業を実施し地場産の魚を積極的に活用した給食を提供いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育所運営の見直しについてのご質問でございますが、まず 1 点目の入所児童数・ 施設の老朽度・配置のバランスの考え方はについてでありますが、保育所運営につきまして は児童福祉法第24条第1項に保育に関する市町村の責任が明示されているところであり、町全体での保育所の定員数の確保をいたしながら保育所運営に努めていかなければならないとこのように思っております。議員ご指摘の件につきましては、議員もご承知のとおり本町における出生数は合併後、毎年減少傾向にあり、入所児童数は横ばい状態にございますものの、平成17年度から平成19年度にかけましては私立保育所の新設や規模の拡充などもございまして、公立保育所における入所児童数は年々減少しています。また、公立施設の中には建築後30年を超える施設もございまして、今後、老朽化による維持管理経費が多額となることが予想されます。これらのことから、公私立保育所の立地状況や公立保育所の運営状況を考慮いたしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の、保育所再編や指定管理者の導入を中止する考えはないか、についてでありますが、議員ご案内のとおり、小学校単位で保育所を設置することは良いことであるとは思いますが、前段でお答えいたしましたとおり、数年先の公立保育所においては、入所児童数の減少や施設の老朽化が予測されます。このことから、行財政改革の趣旨でありますコスト低減に繋がるものであるといたしますならば、民間でできることは、民間にお願いしていくべきかと思いますが、何れにいたしましても、今後、保育所の再編や指定管理者の導入の検討につきましては、本町の次世代育成支援実施検討協議会の意見を十分に踏まえながら、取り組んで参りたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

最後でございますが、総人件費の抑制に関するご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1 点目の人件費カットや早期退職で生じた効果額の活用方法についてでございますが、職員の皆様方のご協力によりまして人件費抑制で生み出すことの出来ました貴重な財源につきましては、基金の積み立てや公債費残高の縮減など、財政状況の改善に大きく貢献をしていただいたところでございます。

2点目の第2次行革によります、人件費カットや早期退職勧奨の目的、その法的な根拠、 使途についてでございますが、交付税が合併をいたしまして10年、一本算定など将来予想される厳しい財政状況に備え、職員のご理解とご協力を得て、人件費の抑制に取り組んで今いるところでございます。実施にあたっては関連する条例や要綱を整備し、これらに沿って実施をさせていただいているところでございます。使途につきましては、今後も基金積み立てを基本としながら、組合との意見も交換をし、尊重しつつ決定していきたいと考えております。 3 点目の人件費カットや早期退職勧奨は中止すべきではないか、とのご質問でございますが、島内の購買力の減少が地域経済の低迷に影響していることは私も否定することは出来ないかと思いますが、そのことを理由に、人件費カットや退職勧奨制度をすぐに中止することは如何なものかと存じます。

総人件費の抑制につきましては、効率的な行政運営体制を構築していくという行革の大きな基本方針に沿った取り組みでございまして、人件費カットや退職勧奨制度もその一環といたしまして、職員の皆様方の協力を頂きながら取り組んでいる実態でございます。

人件費カットにつきましては、今後も職員の理解を得るべく誠意を尽くし、協力を頂ける 範囲で実施させて頂きたいと考えております。退職勧奨につきましては、現要綱で平成 24 年度末まで取り組むこととしていますので、その間は継続いたしますが、その後につきましては、定年延長の問題も発生してまいるかとも思いますので、慎重に検討をして行くべきで はと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

9番(高 宮 陽 一)

今、答弁をいただきましたが、まだいろいろと考え方の違う部分がありますので少し再質問をしたいと思います。

先ず1点目の隠岐温泉 GOKA の問題ですが、私が聞いている理由というのが、全く理由になっておりません。今ある第2次計画をそのまま言っただけのことであります。

平成 17 年に休止を含めた検討をすると反省もしながら、何故、新しい計画がこういうことになるのか、問題の先送りにしかすぎないと私は思います。確かに、温泉が有効なことも分かっております。ただ、今言いますように職員の給料もカットするというそういう中で、概ね 100 名の方といわれておりますが、確かにあったにこしたことはないと思います。

しかし病院のことだって、場合によって隠岐病院で出来ないことは本土の病院にかかるということもあるわけですので、本当に財政が厳しければまず1年でも2年でも休止をしてみて様子をみるということも、私は大事ではないかと思います。

これが17年からずっといわれております。この間1,000万円を超えるということになると、何千万の一般財源が出ているわけであり、全然その理由になっていないと思っております。 このことについて、もう少しそこら辺りの理由を明確に答弁をいただきたいと思います。

次に給食センターの件ですが、確かに改革ではそういう事を言われております。私も委員 会の中で都万が廃止するから、五箇も廃止するんだというようなことも承知はしております が、ただ、計画のなかに施設の増設、無駄なお金は使わないのだと、学校の統廃合をこうこ うしてやるということであれば、やり方として例えば五箇の単独校云々という答弁もございましたですが、そういうことではなしに五箇の給食センターで中地区の学校をカバーすると、 今の西郷が他をするというような形でやれば、分散することによってより安全・安心な給食の提供が出来るのではないかと私は考えております。

西郷の学校給食センターは増設はしないと・・・もし、そういったことで、こういった変更がこの計画で認められるとするならば、じゃ GOKA 温泉が出来るなら給食センターも見直していいではないか。今、状況が変わってきたんだと・・・見直して使える施設は十分に活用するという、そういった視点も大事ではないかと思いますので、今一度答弁をお願いしたいと思います。

次に保育所の部分につきましても、確かに施設の老朽化等を考えれば今後大変だということは承知はいたしております。しかしながら、私はやはり町として子ども達をどう育てていくかという視点が大事だと思います。町部では共生学園にお願いをし、東郷方面では双葉にお願いをし、他の旧町村では、そういうようなところで担ってきた訳です。

そういったことから考えますと、町全体の保育行政をどう考えるかという視点でないと、 ただ経費や削減とかいうことだけで保育所を廃止するということでは、私は子ども達の精神 的な面、「三つ子の魂百まで」といいますが、そういったところは大事にしていただきたいと 思います。

総人件費のことですが、町長の答弁の中に「総人件費の抑制が効率的な行政運営体制を構築するということで基本方針」だと、効率的な行政運営体制を構築するということは、私がもとから言っていた事務事業の見直し、これをきっちりやればそれだけのお金がでてくると思います。人件費を削減するのが目的ではないわけです。

地域が低迷どうのこうのいわれますが、ある学者先生に云わせれば「購買力のあった昔の 年代が高齢化してきて、購買力のあるところの人口が少なくなってきた、こういったことで 地域が冷え切ってきた。」と言われますので、私からいえば、この隠岐の島町でいえば役場は 大企業です。この大企業が地域のなかでリーダーシップがとれないようでは駄目だと私は思 います。

公務員の賃金は、もちろん民間をベースにいろいろ人勧で考えられるわけですが、地域のこともございますが、私は全国の方にお願いをして賃金カットの状況を調査をさせていただき、資料をいただきました。島根、鳥取は確かに多いです。阪神、そういった所ではほとんど賃金カットはございません。ということは、大企業があるから市町村役場なんかわずかな

ことなのですよ。大企業の所はいろいろ厳しいことがあるかも知れませんが、市町村の所ではほとんど賃金カットがされていない。中国管内でも、四国などはほとんどありません。

こういった状況もあるわけですので、前回も私言いました、町民の皆さんは議員の数が少なくて、職員の数が少なくて、職員の給料が安くて、これが一番いいわけですが、そうではなしにやはり役場というところは、それなりに職員の皆さんも法律のなかで採用されて給与が支給されているわけですので、そこのところはしっかりと考えていただきたいと思います。

もう一点、財政が厳しいといいますが、町長、広域連合長をされているわけですが、私も今回本当に良かったと思うことは耐震化の関係で約 12 億という思わぬお金が入ります。全部で 23 億です。当初 11 億何千万円予定しておりましたですが、幸いなことに国、県の制度が変わって 2 分の 1 の補助金が 2 分の 2 になったということで 12 億というお金が。

県と町村といろいろ考えた時に、それなりに財政的に余裕が出来たかなぁという部分があります。確定申告の時期であります、私も申告しましたら若干返ってきますが返れば子どもなり、孫なりに何かをしようということも考えるわけです、そうしますと町長も、今年1年でも2年でもいいから財政に思わぬお金が入ったと、今まで職員に6年、7年協力してもらったと、1年あれして、また厳しくなったら協力を頼むということで・・・そういったことをしっかりと考えていただかないと。本当に職員が「もう、いい加減にしてごせ。」と言ってますよ。

理由は、基金に積む、基金に積むですよ。今回の補正予算でも2億3,500万円基金に積みます。説明では6月補正予算で対応するかも知れない、地域が今こういう状況だったら基金に積まずに、すぐ補正予算で出して仕事をするのが当たり前ですよ。そういったこともひっくるめて町長の方から今一度、答弁をお願いしたいと思います。

番外(町長松田和久)

高宮議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ず1点目の隠岐温泉 GOKA の件でございますが、この施設は先ほども申し上げましたが、 実はこの井戸は2回掘削をいたしまして、平成2年から第1井戸、第2井戸を掘削いたして おります。

そして、平成5年、6年に施設整備をいたしまして、全体といたしましては4億6,000万円余の巨費を投じて、平成6年の7月に開所した施設であります。昔は旧西郷の何ヶ所かに銭湯もございました。港町が最後だったかと思いますが、各町部の地区から銭湯がなくなっていたなかで、港町自治会が中心となりまして昭和53年の春から昭和63年の春まで自治会

が運営して何とか、訪れる観光客や船員、住民のためにも1ヶ所だけはということで頑張っていただいた。私も一時、そういった自治会等の担当をさせていただいた折にも、そういったことで最後までやってみたいということでありました。

今回、これを計画では見直して一旦中止をしてみるというようなことも議論されましたが、 しかし、これを一旦休止すると復元がなかなか難しいというような施設でありますことや、 先ほども申しましたような効能等もあるということから、確かに利用者は少ないかも知れま せんが、根強いそういった方々からも「何でもかんでも止めればいいというもんではないは ずだ。」と、ぜひ考え方をもっていただけないかというような意見も所管の方にも届けられた。

そういった事をいろいろ検討するなかで、今少し検討してみたら如何なものかという結論 を得ましたので、今回そういうような対応をさせていただいたことを、ぜひご理解をいただ けないかと思っております。

次に学校給食センターの件につきましては、私が行革のなかでということで回答いたしま したが、教育長がおられますので詳細は教育委員会から言ってもらったほうがよろしいかと 思いますので、あとよろしくお願いいたします。

3番目が保育所の問題でありますが、実はご案内のように今春から産婦人科医が1名増えて2名体制になります。昔のように全てをということになりません。それはいろいろな制約が、この臨床研修制度から始まって出来まして、2名来たから昔のようにもどるというわけではございませんが、しかしながら遥かに高い此方での分娩が可能になると期待をしております。

そういうことで、婚活も含めまして今少し、そういったことで子どもさんが増えるような体制もぜひ考えながら、今後の保育所のあり方ということについては、これで全てではなく 状況を見定めながら、私は考えていくべきではないかというように思いますので、また議論をさせていただきたいと思います。

次に総人件費でありますが、この問題につきましても非常に心を痛めております。これは 一旦、私が辞令を出しておきながら、30万円払うといいながらそれをカットするということ は最悪な状態でありますが、これは当時予算が組めない、新年度予算が組めないから何とか しようということからやりました。しかしながら交付金等で今は予算は組めるのです。

そういうなかで、一本算定になりますと将来このような、今のような細くても行政サービスが何時までも保障できるかどうかが非常に不安定なことがあります。

この一本算定の問題は法律問題ですから、これが一挙に無くなるという話にはならない。

これはしくしくと受けていかなければならないということからしますと、今少し備えを考えて行くべきではないかということで、職員の皆さんに協議をさせていただいております。

決して、これを強引にやろうという事は私自身は考えておりません。十分に話を伺いながら、あるべき方向を出させてもらいたいと考えておりますので、どうかひとつご理解を賜りますようにお願いをして、私の答弁に代えさせていただきます。

9番(高 宮 陽 一)

今回は教育長の答弁は求める考えは全くございませんので、町長の考え方を聞きたいとい うことです。

「隠岐温泉」休止を考えていたが、いろいろ効果があるから・・・これからは運営方針を考えて行くんだと。もう止めないというこういう結論なんでしょうかねぇ、そこのところを お聞きしたい。

いろいろやってみた結果、これをやはり続けるとか、そういうことなのかどうかわかりませんが、これはいくら経営努力をしても町が持ち出すお金は1千万円を必ず超えるわけです。いろんな形で休んだ、そしてまた一般財源で補填するということに必ずなるわけですから、経営努力して例えば1千万円を切っていくということがあれば、またそれはひとつの方法かも知れませんが、今の現状を見る限り私は1千万円を切ることはないと思います。

そこら辺も少し考え方がありましたらお願いいたします。

学校給食センターの問題は、私は計画のなかに施設の増設はしないということがあるから、 施設が使えるものを廃止をしてまでこっちを増設してまでやる必要はないと、そのお金があ るなら職員に1%でも返してください。無駄な工事をするなら、そういう考えなのです。

今あるものを使えるものは使ってください。無駄に 2,500 万円も 3,000 万円も費用を使う必要はない。まだまだ他のところに使うところはあるのです。

金の使い方で財政が厳しくなるか、ならないのかだというふうに、そこのところが事業の 取捨選択ということではないかと考えておりますのでその点、答弁お願いいたします。

番外(町長松田和久)

再々質問2点についてお答えをいたします。

まず、隠岐温泉 GOKA ですが、これを将来も続けるのかということでございますが、2 年状況をみながら施設の廃止も含めて検討させていただきたいと思います。

ただ、これまでどういうような利用だったかということでございますが、私はもう少し我々行政がいろいろなイベントを計画いたしますが、GOKA 温泉もうまく活用するようなそういう

体制も含めて、今少し検討も出来ないものだろうかと、私は合併をいたしまして4ヶ町村が1つの町になりましたが、決して西郷だけではなく各旧3村がそれぞれ同じように、発展してまいるような町づくりもぜひ考えるべきだと。そういう所に配慮が少なかったのかなぁという反省も含めまして、もう少し検討をさせてもらいたいと考えたところでございます。

次に給食センターの件ですが、学校教育のあり方のなかで給食ということについても検討されるなかで、こういうような方向が出されたと私は思っているものですから、その辺りもどうなのかという事について教育長の方から話をしてもらったらと思っていたのですが、まだ着任したばかりでございますのでそういうことも配慮されて、今回こういう方向が行革でもでておりますので、方向がだされたのではないかというように考えたところでございますが違っておりましたらお許しください。

施設の改修については、ご指摘はよくわかりますが、それを改修して利用したとしても相対的には先々経営的には楽になるという判断から、そうさせてもらったということでご理解をいただきたいと思います。

議長(米澤壽重)

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

以上で、「 一般質問 」を終ります。

これを以って、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日、3月10日は定刻より、質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 11時59分)

以下余白